

【参考】根拠法令等

根拠法令等		条文等	備考
a	旅館業法施行条例 別表第1-9(7)	ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等（以下「ろ過器等」という。）を設け、浴槽水を循環させる場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。 イ 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管は、1週間に1回以上、内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。 ウ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。	衛生措置の基準
b	旅館業法施行条例 別表第1-9(8)	ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合にあつては、これらの設備及び配管にレジオネラ属菌が繁殖しないように定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒を行うこと。	衛生措置の基準
c	旅館業法施行条例 別表第1-9(13)	浴槽と水位計をつなぐ配管がある場合にあつては、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。	衛生措置の基準
A	旅館業法施行条例 別表第2-9(2) 別表第3-9(2)	貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。 ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。 イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。	構造設備の基準
B	旅館業法施行条例 別表第2-9(3) 別表第3-9(3)	浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。	構造設備の基準
B	循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル III4(1)④	浴槽への補給水や補給湯の配管を浴槽循環配管に直接接続しない。 浴槽の湯は、入浴者によるかけ湯や溢水などによって減っていくため、新しい湯や水を補給する必要があります。浴槽に補給する湯や水は、必ず浴槽水面上部から浴槽に落としこむ方法を取り、浴槽の湯が給湯・給水配管に逆流しないようにしなければなりません。浴槽循環配管に、給湯配管あるいは給水配管を直接接続することは、逆流防止のため禁止されています。逆止弁を付けても、細菌等の汚濁の逆流を防ぐことはできません。	(出典) 厚生労働省
C	旅館業法施行条例 別表第2-9(4) 別表第3-9(4)	ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。	構造設備の基準
D	旅館業法施行条例 別表第2-9(5) 別表第3-9(5)	ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。	構造設備の基準
E	旅館業法施行条例 別表第2-9(6) 別表第3-9(6)	浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。	構造設備の基準
F	旅館業法施行条例 別表第2-9(7) 別表第3-9(7)	ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。	構造設備の基準
G	旅館業法施行条例 別表第2-9(8) 別表第3-9(8)	オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。	構造設備の基準
H	旅館業法施行条例 別表第2-9(9) 別表第3-9(9)	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。	構造設備の基準
I	旅館業法施行条例 別表第2-9(11) 別表第3-9(11)	内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。	構造設備の基準